

総社市告示第11号

そうじゃ商人（あきんど）応援事業補助金交付要綱（平成28年総社市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(実績報告) 第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、<u>速やかに</u>補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(実績報告) 第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、<u>その日から起算して15日を経過した日又は3月31日までのいずれか早い日までに</u>、補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。